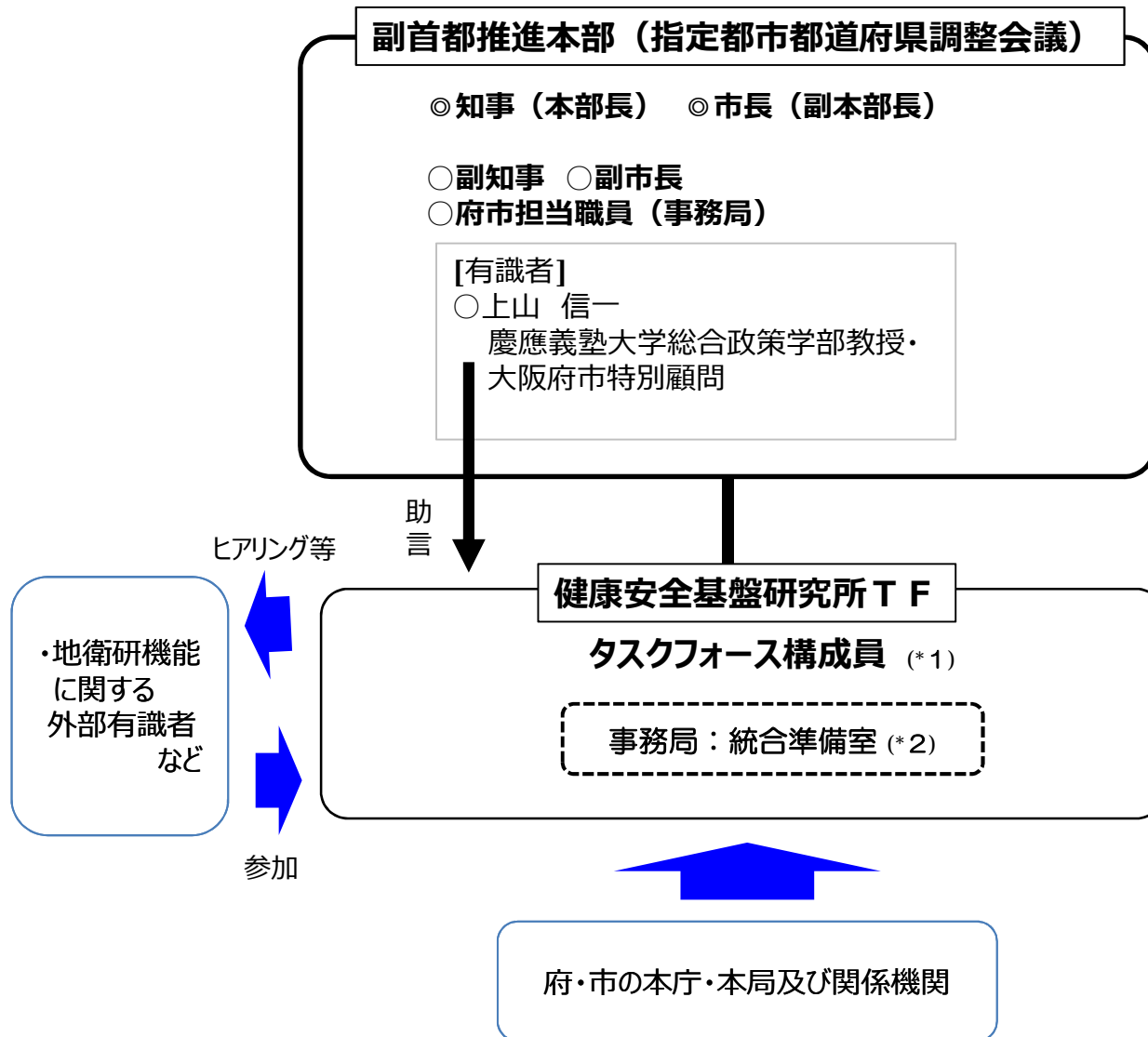


(地独) 大阪健康安全基盤研究所タスクフォース会議
経過報告書

府健康医療部・府立公衆衛生研究所
市健康局・市立環境科学研究所



***1 タスクフォース構成員**

- <大阪府>
- ・健康医療部 上家部長 三枝副理事
 - ・保健医療室 森脇副理事
 - ・公衆衛生研究所 山本所長
- <大阪市>
- ・健康局 甲田局長 撫井医務監
 - ・環境科学研究所 平木所長 前田課長

***2 統合準備室 職員**

- <公衛研>
- ・三枝副理事兼公衛研企画総務部長
 - ・吉田参事
 - ・田中課長補佐
 - ・根来主査
- <環科研>
- ・前田課長
 - ・西尾課長
 - ・吉武係長
 - ・三上係長

これまでの検討状況等

○大阪健康安全基盤研究所タスクフォース

- ・第1回（5月12日）
- ・第2回（6月13日）
- ・第3回（6月23日）
- ・第4回（7月13日）
- ・第5回（7月25日）

○大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会

- ・第1回（6月28日）
- ・第2回（7月27日）

○知事・市長による東京都健康安全研究センターの視察（6月21日）

○関係機関等からの要望等

- ・大阪府感染症対策審議会委員からの意見聴取（審議会開催時）
- ・大阪府保健所長会（要望書）
- ・大阪医薬品協会、大阪家庭薬協会、大阪府家庭薬工業協同組合（連名要望書）

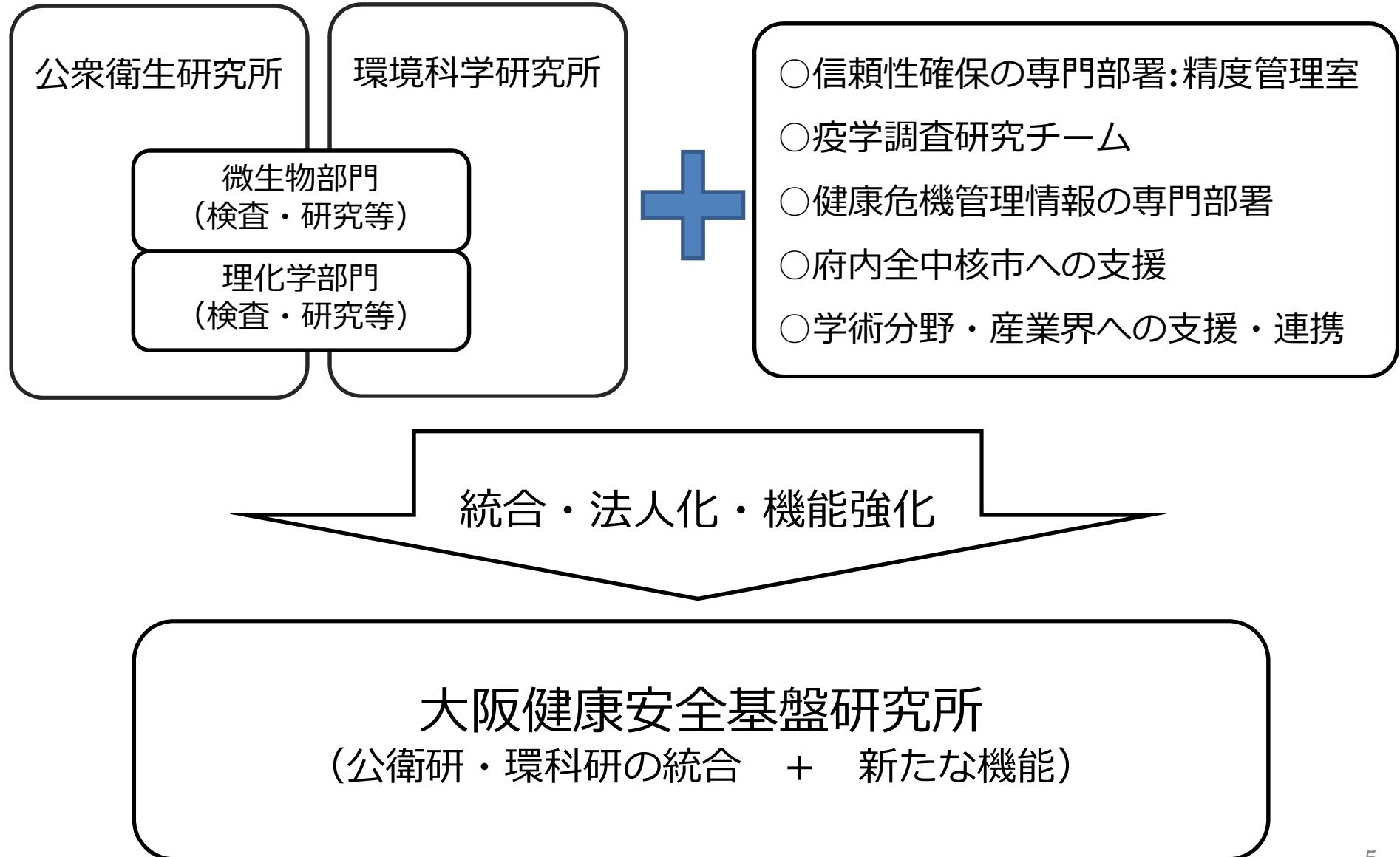
○ご意見をお伺いした外部有識者

- ・上山 信一 慶應義塾大学総合政策学部教授・大阪府市特別顧問
- ・倉根 一郎 国立感染症研究所長
- ・川西 徹 国立医薬品食品衛生研究所長
- ・新村 和哉 国立保健医療科学院長
- ・米田 悦啓 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長
- ・福島 若葉 大阪市立大学医学研究科教授
- ・渋谷 健司 東京大学大学院医学系研究科教授
- ・押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科教授

新たな研究所における機能等の充実

業務分野	現 行	課題と都衛研にある機能
健康危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理を担う専属の担当部署がない 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の一元管理を図る必要 都衛研では健康危機情報管理の専門部署を設置
感染症 ・疫学調査 ・情報C	<ul style="list-style-type: none"> 疫学調査は保健所のみで実施 公衛研では併任職員が感染症情報Cを運営 府市合同で解析会議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 疫学調査を専門チームの必要性 都衛研では専門の調査チーム（TEIT）を設置 感染症情報Cは府市が個別対応で、踏み込んだ解析ができていない
検査	<ul style="list-style-type: none"> 検査の精度管理を独立して担当する部署がなく、担当者に依拠している 	<ul style="list-style-type: none"> 独立した信頼性確保部門の設置が必要 都衛研では精度管理室を設置
設備機器	<ul style="list-style-type: none"> B S L 3 実験室は公衛研 2 室、環科研 1 室 	<ul style="list-style-type: none"> 2 か所運営では保守点検時等への対応に支障がある 都衛研は 5 室を 1 か所運営
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 政令市・中核市の職員技術研修は各市で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の検査レベルに差（検査水準の維持、向上） 今後、中核市が増加し職員への技術研修が必要
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究機関とは個別に連携 新たな危険ドラッグについては、東京都、大阪府の地衛研が分担して調査し、情報を共有して合同審査会で知事指定を行い、これを受けて国が指定 	<ul style="list-style-type: none"> 法人化後も継続できるか
学術分野・産業界への支援 ・連携	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究の実施 学術分野からの研修・実習の受け入れ 専門的な相談 特定保健用食品申請品の関与成分分析 	<ul style="list-style-type: none"> 地方衛生研究所として期待される社会的ニーズへの対応

新研究所で充実させる機能
<ul style="list-style-type: none"> 健康危機情報管理室の設置
<ul style="list-style-type: none"> 感染症等にかかる疫学調査研究担当を設置し専門的な対応を図る
<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保部門を設立
<ul style="list-style-type: none"> 1 施設で 3 室以上の B S L 3 実験室を集中して設置
<ul style="list-style-type: none"> 特に中核市の職員研修を強化し、府内の技術レベルの均てん化（研修内容、レベルの統一化）
<ul style="list-style-type: none"> 法人化後もネットワークに参加 国立研究機関や都衛研との共同研究・共同調査を継続
<ul style="list-style-type: none"> 共同研究の充実 研修機能の充実 専門的な相談の充実 特定保健用食品等への専門的な関与



機能強化が求められる公衆衛生上の状況変化

グローバル化の進展と
インバウンド急増による
新興・再興感染症発生の
リスクの増大

- n デング熱(アジア・大洋州)
- n MERS(中東)
- n ジカウイルス感染症(南米)
- n エボラ出血熱・黄熱・チクング
ニア熱・リフトバレー熱
(アフリカ)
- n 鳥インフルエンザ(中国)

超高齢社会・世帯人口の
小規模化による食の変化

- n 提供形態の複雑化
(食材→食品→食事)
- n 食中毒の広域化・多極化

ジェネリック医薬品使用
の促進

- n 製造流通行程の品質保証

人口減少社会における水
道・生活排水を取り巻く
環境の変化

- 給水人口の減少などにより
水需要が減少
- 水道施設の老朽化への対応
- 水道水源の水質リスクの増大
- 人口減少を踏まえ、浄化槽整
備への見直しが必要

府内の中核市(保健衛生行政
に関する事務を府から移
管)の増加

- 28年度現在：4市
高槻市・東大阪市・
豊中市・枚方市
- 30年度：
岸和田市・八尾市
- 31年度以降：
寝屋川市

中核市単独で調査研究機能を
維持することは人材・施設と
もに極めて難しい

感染症法の改正 健康危機管理の重要性 議会での議論

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 第1期中期目標（案）の策定

日本有数の規模と実績を有する2つの地方衛生研究所である大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所が統合し、新たに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が平成29年4月に発足する予定。

中期目標（案）の策定にあたっては、日本を代表する地方衛生研究所として、研究所が果たすべき役割・機能と状況変化（改正感染症法、大阪市会における附帯決議や、府市両議会における知事・市長答弁）を十分に踏まえ、反映していくことが必要。

中期目標（案）へ反映

④地方独立行政法人
大阪健康安全基盤
研究所評価委員会

①改正感染症法

- ◆情報収集体制の強化
- ◆検査の実施体制
- ◆緊急時における検体の採取・提出等

②附帯決議（市会）

- ◆人材育成・承継や設備投資によるこれまで以上の機能強化
- ◆法人化後も大阪市として必要な検査等が確実に実施される制度の構築等

③知事・市長答弁

- ◆両研究所の統合・地独法人化による研究所機能の強化
- ◆東京都健康安全研究センターに匹敵する西日本の拠点となる地方衛生研究所の設立等

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 第1期中期目標（案）

<p style="text-align: center;">修正前（H25.9）</p>	<p style="text-align: center;">修正後（H28.8）</p> <p>※下線部が修正箇所 【 】内の数字は7ページの各改正ポイント番号を記載</p>
<p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標（前文）</p> <p>大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。</p> <p>人の交流や物流等のあらゆる面でグローバル化が進む現代において、住民が直接口にし、あるいは接触する多種多様な食品や生活用品等の安全性を確保し、また、時に国境を越えて広がる感染症から住民を守るためには、地方衛生研究所においても、地域の枠にとらわれることなく、視野を広く持った、より柔軟な活動が求められる。</p> <p>このような観点から、平成26年4月、これまでの使命を継承しながら大阪府及び大阪市の二つの研究所を統合することにより、それぞれが有する特色を生かし、また、法人としての裁量及び創意工夫に基づいて公衆衛生を巡る諸問題に柔軟に対応し、将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民に対して提供するサービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）を発足させることとなった。</p> <p>研究所が、その定款第1条に規定された「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。</p>	<p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標（前文）</p> <p>大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。</p> <p>人の交流や物流等のあらゆる面でグローバル化が進む現代において、住民が直接口にし、あるいは接触する多種多様な食品や生活用品等の安全性を確保し、また、時に国境を越えて広がる感染症から住民を守るためには、地方衛生研究所においても、地域の枠にとらわれることなく、視野を広く持った、より柔軟な活動が求められる。</p> <p>このような観点から、【4】平成29年4月、これまでの使命を継承しながら大阪府及び大阪市の二つの研究所を統合することにより、それぞれが有する特色を生かし、また、法人としての裁量及び創意工夫に基づいて公衆衛生を巡る諸問題に柔軟に対応し、将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民に対して提供するサービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）を発足させることとなった。</p> <p>研究所が、その定款第1条に規定された「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。</p>

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。

1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

(1) 健康危機事象対応能力の強化

健康危機事象発生時における対応能力の強化に努め、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康の安全を脅かす事態の未然の防止や発生の際における被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。

第1 中期目標の期間

【④】平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。

【③】その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）と連携すること。さらに、国立研究機関と地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。

【②】また、研究所は、必要な人材の確保と能力開発及び検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪府が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。

1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

(1) **【②】健康危機事象発生時における研究所の果たすべき役割**

【②】健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所などの行政機関や大阪市立環境科学センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び【②】健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。

【②】(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え

【②】平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアル整備などにより、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。

(2) 試験検査機能の充実

研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、公衆衛生に係る試験検査を効率的かつ正確に実施すること。

(3) 調査研究機能の充実

公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を十分に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。

① 調査研究課題の設定

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② 調査研究の推進

社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。

③ 調査研究資金の確保

競争的外部研究資金の獲得や民間企業との共同研究等、調査研究に必要な資金の確保に努めること。

④ 調査研究の評価

調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

(3) 試験検査機能の充実

研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、**【①】病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。**

【①】また、試験検査の精度の向上を図るため、精度管理体制を一層充実させ、試験検査の信頼性を確保すること。

(4) 調査研究機能の充実

【③】全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや【③】住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。【④】また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。

① 調査研究課題の設定

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② 調査研究の推進

社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。

③ **【③】共同研究の推進と調査研究資金の確保**

【③】地方衛生研究所としての特性を活かして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。

④ 調査研究の評価

調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の充実

公衆衛生情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、疫学調査活動への協力等、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。

住民に対して提供するサービスの観点から、食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、試験検査や調査研究活動等を通じて得られた情報は、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫して積極的に広報することにより、住民の健康増進及び生活の安全確保に貢献すること。

(5) 研修指導体制の強化

地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。

2 地方衛生研究所の広域連携における役割

国立研究機関や近畿をはじめとする各地の地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、健康危機事象発生時における協力のみならず、平常時においても、研究機関の連携強化や研究機関としてのレベル向上において中心的役割を果たし、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。

(5) 【①】感染症情報の収集・解析・提供業務の充実

【①】感染症情報センターとして、感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。併せて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。

(6) 研修指導体制の強化

地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。

2 地方衛生研究所の広域連携における役割

【③】(1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携

【③】全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。

【③】(2) 全国の地方衛生研究所との連携

【③】地方衛生研究所全国協議会の一員として引き続き連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本において地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。

【②】(3) 行政機関等との連携

【②】府内の中核市、地方衛生研究所及び大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。

【③】(4) 災害時や健康危機事象発生時における連携

【③】災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関や地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互に協力を図ること。

3 新たな事業展開

地方独立行政法人への移行を契機とし、より幅広い視野から、研究所の有する人的及び物的な資源を活用して、公衆衛生行政の実施主体である自治体や産学官関係機関等に対し研究所が有する技術及び知見を提供し、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

法人運営の責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務で外部委託が可能なものについては委託を進める等、事務処理の効率化を図ること。

(3) 組織の最適化

想定される新たな健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。特に、大阪市東成区及び天王寺区に所在する2施設に分散する組織内の連携が十分に行われるように配慮し、その最適化を図ること。

(4) 検査・研究体制の強化

検査結果の信頼性の確保並びに研究の企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、質の高い試験検査及び調査研究業務を実施すること。

3 **【③】特に拡充すべき機能と新たな事業展開**

【③】大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所の統合を契機とし、西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の充実強化を図るとともに、公衆衛生情報の解析機能を培い、疫学調査などへの取組を涵養すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や【③】保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供すること。【③】さらに、人材育成においては自治体のみならず、学術分野、産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。

【③】新たな事業展開にあたっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないように十分配慮すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

法人運営の責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務で外部委託が可能なものについては委託を進める等、事務処理の効率化を図ること。

(3) **【④】組織体制の強化**

【④】健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。

【③】特に、発足時、大阪市東成区及び天王寺区に分散している二施設の一体的運用が行えるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。

(4) 検査・研究体制の強化

【①】質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、検査結果の信頼性の確保、公衆衛生情報の収集・解析・提供及び疫学調査の実施・研修機能の確立並びに研究の企画・評価についての機能・体制の強化を図ること。

(5) 適正な料金設定

利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。

2 職員の能力向上に向けた取組

社会的ニーズに基づき、長期的展望に立って優秀な人材を確保し、その育成及びモチベーションの向上に努めること。

(1) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。

(2) 人事評価制度の確立

職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

収支のバランスを常に意識し、固定的経費の抑制に努め、また、職員のコスト意識を醸成する等により予算を効率的に執行すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備機器の活用及び整備

社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。なお、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所を統合する効果を発揮することができるよう、施設の在り方について早期に考え方を示すこと。

2 安全衛生管理対策

職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。

(5) 適正な料金設定

利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。

2 職員の能力向上に向けた取組

【②④】公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。

【②】(1) 人材の育成及び確保

【②】社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、長期的な展望に立って計画的に人材を確保し、育成に努めること。

(2) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。

(3) 人事評価制度の確立

職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

収支のバランスを常に意識し、**【④】コスト意識を持って、効率的な業務運営と経費管理に努めること。**

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備機器の活用及び整備

社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。

【②】なお、施設及び設備機器類の使用にあたっては、大阪府立環境科学センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。

2 安全衛生管理対策

職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。

- 3 環境に配慮した取組の推進
環境に配慮した業務運営に努めること。
- 4 コンプライアンスの徹底
法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。
- 5 情報公開の推進
法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

- 3 環境に配慮した取組の推進
環境に配慮した業務運営に努めること。
- 4 コンプライアンスの徹底
法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。
- 5 情報公開の推進
法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

施設のあり方検討（二元施設と一元化施設の比較）

	二元施設	一元化施設
概要	○旧健科Cビルを改修し、公衛研を単独移転	○旧健科Cビルまたは環科研を改修し、面積不足分は増築 ○あるいは、府有地または市有地に新施設を整備
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(1) 二施設で運営 環科研の改修は行わない</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(2) 部門別集約 環科研の大規模改修が必要</td> </tr> </table>	
(1) 二施設で運営 環科研の改修は行わない	(2) 部門別集約 環科研の大規模改修が必要	
メリット	・公衛研移転の作業を再開【整備期間】	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統や機能面で統合が可能【機能】 ・機能強化が可能（BSL3、精度管理室、健康危機情報管理室等）【施設】 ・施設・設備面での効率的な運営が可能【設備】 ・ランニングコストの効率化が可能【効率化】
	・当面の費用は公衛研単独移転のみ	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統の合理化が図れない ・施設の規格による制限あり【機能】 ・基本料金などの二重化【非効率】 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の状況、住民への説明等により、着工に時間を要する恐れ【整備期間】
	・環科研は築42年が経過しており、約15年後には老朽化に伴う施設の建替等の再整備が必要	



新研究所が果たす役割や機能を発揮するために担保すべき指揮命令系統や将来的な費用対効果等を考慮し、施設形態は「一元化施設」として整備すべき

施設形態の検討

施設形態	二施設を維持 【A】		合築型一元施設 (環科研を活用) 【B】	合築型一元施設 (旧健科Cビルを活用) 【C】	一元化施設 新規に建設 【D】
概要	公衛研を単独移転(5~13階) (他機関との共同利用を含む)		環科研を活用し、不足分を隣接地に新棟建築	旧健科Cビルを活用し、不足分を隣接地に新棟建築	『府有地または市有地』に新施設を整備
施設のイメージ					
施設整備規模	<ul style="list-style-type: none"> 旧健科Cビル改修 約7,200㎡ 環科研ビル(改修) 約9,600㎡ ※20,000㎡を確保出来ない 		<ul style="list-style-type: none"> 新築 約6,400㎡~10,400㎡ 環科研ビル改修 約9,600㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 新築 約4,000㎡~8,000㎡ 旧健科Cビル改修 約12,000㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 新築 約16,000㎡~20,000㎡
整備費用 超概算 ※精査中	(1) 個々の施設として運営 47億円規模	(2) 施設を改修し部門別集約 117億円~121億円規模	111億円~138億円規模	86億円~113億円規模	107億円~134億円規模
	約15年後に建替費用が必要		同左	既存施設の有効活用	B・Cに比べて制約の無い設計が可能
整備期間 超概算 ※精査中	15か月	32か月	32か月	~21か月	24か月
	いずれの場合も設計等に別途42か月が必要				
住民説明	従来からの説明も継続		新棟の建設については、近隣住民との調整が必要	これまでの説明を改め機能強化部分の説明が必要	新たに説明が必要
留意点等	<ul style="list-style-type: none"> 部門別集約は費用対効果から不適當 環科研ビルは、築42年が経過しており、約15年後には老朽化に伴う施設の建替等の再整備が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 環科研ビルは、築42年が経過しており、約15年後には老朽化に伴う施設の建替等の再整備が必要 		

一元化施設の前提条件

■ 一元施設に必要な土地の考え方

前提：大阪健康安全基盤研究所に求められる規模や機能を有する新施設が建設可能な土地であること

以下の条件を満たす府有地または市有地の未利用地の中から選定する。

- 東京都健康安全研究センターレベルの施設規模を前提とし、**16,000㎡～20,000㎡**の建物が建築可能な土地（環境科学研究センターを含む。）

16,000㎡ = 現行の公衛研と環科研の施設規模をベースとして、設備・機器、その他共用スペースを都衛研並みで試算

20,000㎡ = 職員1人あたりの床面積を都衛研並みで試算

- 都市計画法上の用途地域が、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域の土地
- 新施設が建設可能な建ぺい率・容積率などの諸条件をクリアできる土地（面積については、容積率を**300%**と想定すると、最低限**5,500㎡～7,000㎡**以上が必要であり、将来の現地建替えに対応するためには、その倍程度を確保する必要がある。）

■ 立地候補地選定にあたっての検討項目

以下の項目などを参考に候補地の検討を進める。

- 交通アクセスの考慮

- ①検体搬入等における利便性・確実性（車を使用した場合、公共交通機関を利用した場合）
- ② 研究所職員の緊急参集時の容易性
- ③大規模災害発生時のアクセス

- 周辺状況等（住宅や施設など）

- 防災面（津波、液状化の被害想定）

- 近隣住民への説明の期間

- 土地価格

- その他留意事項

- ・着工可能時期（更地や既存施設の撤去などの諸条件）
- ・長期的視点から将来の現地建替えに対応可能か（2施設分の建設が可能か）